

壱岐市農業委員会定例会（令和7年8月）

議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 ・・番・・委員 ・・番・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番・・委員 ・・番・・委員
 - 第2. 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第37号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第38号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）に対する意見について
 - 議案第39号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）に対する意見について
7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間前であります、只今より令和7年8月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員、・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中16名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第34号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局　　はい、それでは1頁をお願い致します。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が12件あがっております。

受け手は、個人又は農地所有適格化法人であり、「農地所有適格化法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、7件の贈与、4件の売買、そして1件の「真正な登記名義の回復」ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

ここで、「真正な登記名義の回復」について、説明します。

「真正な登記名義の回復」とは、不動産の名義人が本来の権利者以外の者になっている場合、これを本来の権利者の名義にするための移転登記をする時に使用する登記原因のことと言います。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

38番 土地の所在

郷ノ浦町永田触　字菅牟田　・・・番　地目　田　　面積　956m²

譲渡人　・・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・・

経営地面積は田が8383m²、畑が32825m²、合計が41208m²です。

申請理由

譲渡人　島外在住で管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人　買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況はオリーブの栽培です。

ユンボ、乗用草刈機、運搬車を所有しております。

構成員は、常時雇用者と合わせて5名、臨時雇用者が1名で農作業に従事しております。通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格法人であります。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月21日に・・委員さんと譲受人の・・さんの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、みなさん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月21日に・・さんと現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、当該農地を相続したものの、壱岐に住んでいないため、管理ができないので・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号38番は決定します。

続きまして、39番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

39番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字京塚 ・・・番 地目 畑 面積 109m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が6248m²、畠が307m²、計6555m²です。

申請理由

譲渡人 真正な登記名義の回復で所有権移転を行う。

譲受人 本来の所有する土地を譲り受ける、ということです。

本件は、市道海田線の道路改良工事の際に、市が牛方触・・・番を分筆して譲渡人から買収したものですが、その際に筆界を誤り、譲渡人が農地として利用していた土地も含めて買収していたというものです。今回発覚したため、分筆して従来の所有者に登記名義を回復するものです。

権利の設定内容は、真正な登記名義の回復です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、芋等です。

農機具は、トラクター、軽トラを所有しております。

農作業歴は本人50年です。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、びわ、柿、梅、ミカン等の果樹の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・委員さんと譲受人と壱岐市建設課担当者の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。はい、担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月19日に本人と壱岐市建設課の担当者と現地確認を致しました。

譲受人の・・・さんは、当該農地を自分が所有しているものと思い込んでおりました。しかし、5月の非農地証明の議案の件で、現地を確認した際に、市の名義の公衆用道路に含まれていたことが発覚したそうです。

法務局の指導のもと適正に修正するということですので、問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号39番は決定します。

続きまして、40番の説明をお願いします。

事務局　　はい、2頁をお願い致します。

40番 土地の所在

勝本町西戸触	字當ノ木	・・・番	地目	田	面積	390m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	231m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	510m ²
譲渡人	・・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・・					

経営地面積は 1948m²です。

申請理由

譲渡人 管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻です。

農機具は、耕運機、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人2年です。

通作距離については、30m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　　はい、みなさんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、親戚である譲受人の・・・さん宅付近の農地を耕作しておりましたが、・・・さんが、農業を始めるということで、贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号40番は決定します。
続きまして、41番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

41番 土地の所在

勝本町西戸触	字當ノ木	・・・番	地目	田	面積	768m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	49m ²
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は、田が1948m²です。

申請理由

譲渡人 管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻です。

農機具は、耕運機、軽トラックを所有しております。

農作業歴は本人2年です。

通作距離については、40m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明の通り、8月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、当該農地を相続しましたが、農業をしないということで、先ほどの議案と同様、・・さんが農地を耕作しておりました。同じく・・さんが、農業を始めるということで、・・さんから贈与を受けるものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号41番は決定します。

続きまして、42番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

42番 土地の所在

勝本町西戸触	字當ノ木	・・・番	地目	田	面積	660m ²
--------	------	------	----	---	----	-------------------

同じく	・・・番	地目 田	面積	1 3 5 7 m ²
同じく	・・・番	地目 田	面積	9 7 3 m ²

譲渡人 ・・・・・・・・・・
譲受人 ・・・・・・・・・・

経営地面積は、田が4525m²、畠が1939m²、合計6464m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 謙り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有しております。

農作業歴は本人40年です。

通作距離については、700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局の説明の通り、8月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農地を相続したものの、島外在住のため、農業ができないということで、譲受人の・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号42番は決定します。

続きまして、43番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願いします。

43番 土地の所在

勝本町西戸触 <small>こうれいばし</small> 字高麗橋	・・・番	地目 田	面積	9 4 8 m ²
同じく	・・・番	地目 田	面積	6 5 5 m ²
譲渡人 ・・・・・・・・・・				
譲受人 ・・・・・・・・・・				

経営地面積は、田が 28842m^2 、畑が 9809m^2 、合計 38651m^2 です。

申請理由

譲渡人 管理できないため、譲受人へ贈与する。

譲受人 譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料です。

農機具は、トラクター、軽トラを所有しております。

農作業歴は本人15年です。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないとして判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月19日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、当該農地を相続しましたが、農業をしないということで、・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号43番は決定します。

続きまして、44番の説明をお願いします。

事務局 はい、4頁をお願いします。

44番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触 字松崎 ・・・番 地目 田 面積 1716m^2

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が 1112m^2 です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、ブロッコリー、大豆です。

農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベスター、軽トラを所有しております。

農作業歴は本人20年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないといと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　　はい、みなさんおはようございます。・・です。

本来なら・・委員の担当地区ですが、本日都合により欠席されるということで、代わりに私が現地確認いたしました。

事務局の説明の通り、8月20日に本人に確認を致しました。

譲受人の・・さんは、経営規模を拡大したいということで、譲渡人の・・さんから買い受けるものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号44番は決定します。

続きまして、45番の説明をお願いします。

事務局　　はい、4頁をお願いします。

45番　土地の所在

芦辺町諸吉大石触　字濱松崎　・・・番　地目　田　　面積364m²

同じく　　　　　　　　・・・番　地目　田　　面積301m²

譲渡人　　・・・・・・・・

譲受人　　・・・・・・・・

経営地面積は田が34851m²です。

申請理由

譲渡人　島外在住で管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人　譲り受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベスター、軽トラ、田植機を所有しております。

農作業歴は本人20年、妻20年、次男とその妻が12年ずつです。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、・・です。事務局の説明の通り、8月20日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農地を遺贈で受けたものの、島外在住で農業ができないということで、譲受人の・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号45番は決定します。

続きまして、46番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁をお願いします。

46番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触 字古砂 ・・・番 地目 畑 面積454m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は畠が454m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理できないため、譲受人に売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますが、経営状況はきゅうり、トマト、ナスなどの野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラックをリースするそうです。

農作業歴は本人及び婚約者0年です。

通作距離については、家の裏側ですので0m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、トマト、ナスなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、・・です。事務局の説明の通り、8月20日に本人に確認を致しました。
譲渡人の・・さんは、農地を遺贈で受けたものの、島外在住で農業ができない
ということで、譲受人の・・さんに売却するものです。農業は、父親に手伝って
もらうそうです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。
議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号46番は決定します。
続きまして、47番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁をお願いします。

47番 土地の所在

芦辺町国分東触 字古木 ・・・番 地目 畑 面積 1212m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が8383m²、畠が32825m²、合計が41208m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況はオリーブの栽培です。

Yunbo、乗用草刈機、運搬車を所有しております。

構成員は、常時雇用者と合わせて5名、臨時雇用者が1名で農作業に従事して
おります。通作距離については、12km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格法人であります。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影
響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。8月21日に・・委員さんと譲受人の従業員の立会いの下、
現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります「

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、みなさん、おはようございます。担当の・・です。

本来なら・・委員の担当地区ですが、都合により私が現地確認いたしました。

事務局の説明の通り、8月21日に・・さんと現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、・・さんの要望により農地を売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声

あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号47番は決定します。
続きまして、48番の説明をお願いします。

事務局 はい、6頁をお願いします。

48番 土地の所在

石田町筒城仲触	字叶畠	・・・番	地目	畠	面積	952m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	2145m ²
同じく	字山本	・・・番	地目	畠	面積	3231m ²
同じく	字白石	・・・番	地目	田	面積	1617m ²
譲渡人	・・・・・					
譲受人	・・・・・					

経営地面積は田が8477m²、畠が13044m²、計21521m²です。

申請理由

譲渡人 島外に住んでおり、管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し、耕作する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、トラクター、モアー、ロールベーラー、田植機、コンバインを所有しております。

農作業歴は本人40年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、みなさんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月20日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農地を相続したものの、島外在住で農業ができないということで、譲受人の・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号48番は決定します。

続きまして、49番の説明をお願いします。

事務局 はい、6頁をお願いします。

このうちの・・・番、・・・番、・・・番、・・・番について、現地

確認しますと畔もなく、わのうとなっており、譲渡人の・・氏所有の農地以外の他人の農地がわのうの中に含まれており境界等が確認できなかつたので、申請を取り下げていただいております。

・・・番のみ、畔もあり境界を確認できましたので、申請を受け付けております。

49番 土地の所在

石田町筒城仲触	字宮田	・・・番	地目	田	面積	938m ²
譲渡人	・・・・・	・				
譲受人	・	・	・	・	・	・

経営地面積は田が44645m²、8811m²、計53546m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲り受け、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、ハーベスター、バインダー、田植機、コンバインを所有しております。

農作業歴は本人50年、妻が30年、長男が6年です。

通作距離については、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないとの判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月20日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、農地を相続したものの、島外在住で農業ができないということで、譲受人の・・さんに贈与するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第34号49番は決定します。

続きまして、議案第35号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁お願ひします。

議案第35号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、

次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在

勝本町仲触 字山田 ・・・番 地目 畑 面積 288m²

転用目的 車庫及び倉庫

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に車庫及び倉庫を建設したいので、申請しますというものです。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。

この案件は、違反転用でありまして、7月16日に・・委員さんと現地確認を行い、7月の定例会におきまして、ご審議いただき、県より7月29日付で追認許可相当と判断しましたという通知がきたので5条申請が必要となったものです。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、担当の・・です。

事務局の説明の通り、この案件は、既に車庫兼倉庫にされておりまして、7月の定例会で違反転用の追認許可相当としてやむを得ないという事でご承認頂いております。今回、正式に農地法第5条の許可をもらいたいという事であります。

皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第35号3番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第36号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願いします。

議案第36号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

郷ノ浦町志原西触 字室 ・・・番 地目 畑 面積 1670m²

除外目的、資材置場用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、

申請地を資材置場用地として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。

8月19日に・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っており

ます。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　　皆さん、おはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・さんは、既存の資材置場を貸主に返すため、新たに申請地に資材置場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号2番は意見を付して回答致します。続きまして、議案第37号「壱岐農業振興地域整備計画変更(軽微な変更)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、15頁をお願いします。

1番　土地の所在、

勝本町西戸触　字　佛立　　・・・番　　地目　畠　面積　512m²

除外目的、堆肥保管庫建設

申請人、・・・・・・・・・

申請理由、

申請地に堆肥保管庫を建設したいので用途区分の変更を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は16頁から18頁です。

8月19日に・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　　担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月19日に現地確認を致しました。

・・さんは、堆肥の保管場所としての堆肥保管庫を申請地に建設するために農用地区域の用途区分の変更を行いたいという事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号1番は意見を付して回答致します。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局　　はい、15頁をお願いします。

2番　土地の所在、

石田町筒城東触　字　藪田　　・・・番　　地目　田　面積　654m²

除外目的、牛舎建設

申請人、・・・・・・・・・

申請理由、

申請地に牛舎を建設したいので、用途区分の変更を申請します、というもので
す。位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。

8月20日に・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っており
ます。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月20日に現地確認を致しました。

・・さんは、申請地に654m²規模の牛舎を建築するために用途区分の変更を行
いたいという事であります。

何ら問題はないと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声
あり】それではご異議ないようですので、議案第37号2番は意見を付して回答致
します。

続きまして、議案第38号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進
計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第39号「農
地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け
手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思いま
す。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第38号と議案第39号は一括して説明させて頂きます。

はい、22頁をお願い致します。

議案第38号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手
から農地中間管理機構)に関する意見審議について」、農地中間管理事業の推進に
関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるも
のです。

23～24頁をご覧ください。令和7年8月農業委員会 農地中間管理事業に
おける農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、22頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間
管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得
する計画が、賃貸借権設定について、5年間の田の新規が14筆で10715m²、
1年間の田の新規が2筆で2828m²、計16筆で13543m²で10年間の畠
の新規が3筆で2713m²、5年間の畠の新規が1筆で1479m²、合計4192
m²、賃貸借権設定の合計が田畠合わせて20筆で17735m²です。使用貸借権設
定については、10年間の田の新規が4筆で、6964m²です。

続きまして、25頁をお願い致します。議案第39号 「農地中間管理事業にお
ける農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見審議

について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。26～27頁の令和7年8月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度25頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第38号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第38号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求ることになります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第38号と議案第39号は原案のとおり決定します。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　事務局からのその他の件ですが、

- ① 9月の定例会の日程　　令和7年9月26日（金）午前1時～
- ② 地区別研修会について

　9月26日（金）午後2時30分～ 石田農村環境改善センター
　その前の午後1時から定例会を石田農村改善センター
　後もって、通知します。

- ③ 観察研修について

　昨年と同様定例会終了後に観察研修に向かいたいと思います。日時の候補としては、10/28～29を考えております。決まり次第連絡します。

- ④ 農業委員の改選について

- ⑤ 次期農地最適化推進委員の改選について

議長　　他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れ様でした。